

沖繩県水資源有効利用推進方針

平成 23 年 6 月

目 次

1	水資源の有効利用推進について	69
2	水資源有効利用推進方針	69
	雨水利用について	69
	(ア) 雨水利用の手引の作成	69
	(イ) 雨水利用の技術指針の作成	70
	湧水の有効利用について	70
	再生水等の利用について	70
	公用又は公共用建築物に対する雑用水利用施設設置について	70
	民間の大型建築物に対する雑用水利用施設設置について	70
	水資源の用途間転用について	71
	都市計画上の水資源有効利用について	71
	有効率等の向上について	71
	配水池等の容量の充実について	71
	節水対策及び節水PRについて	71
	(ア) 節水機器等の普及促進	71
	(イ) 節水用パンフレット等の作成	72
	(ウ) 節水教育用コンテンツ、副読本の作成	72
	(エ) 料金体系による節水誘導	72
	融資制度について	72
*	水資源有効利用推進項目・所管一覧	73

1 水資源の有効利用推進について

水は、我々人類を含むあらゆる生物の活動の源であり、水なしでは日常生活や経済活動を営むことはできません。

これまで沖縄県では、昭和 47 年 5 月の本土復帰以降 3 次にわたる沖縄振興開発計画とそれに続く沖縄振興計画に基づき、県民生活の向上と産業振興にとって重要な課題の一つとして、水資源開発を進めてきました。

この結果、沖縄本島北部のダム群や海水淡水化施設の整備などの成果により、水需給については、一部の離島を除き近年比較的安定した状況が続いております。

しかしながら、本県の特徴である全国に比べ高い人口増加率や、観光客の増加等に伴い、今後も水需要は増えていくことが予想されます。また、本県では利用可能な水資源に限りがあることや、気候変動による水資源への影響が危惧されていること等から、水需給は依然として不安定な要素を抱えていると言えます。

したがって、現在建設中の多目的ダムなどによる水資源開発は着実に進めていく必要があります。それと同時に、これまでの水利用のあり方を今一度見直し、県民一人ひとりが水を大切にすることを意識を持って、雨水や再生水等の身近な水資源を活用するなど水利用のあり方を変えるとともに、水を安定的に確保し、潤いのある水の恵みをより享受できる「水を大切に使う社会」の構築を目指す必要があります。

県では、水需給の安定化を図るため、平成 22 年 2 月に「沖縄県長期水需給計画」を策定しました。同計画では、「沖縄県水資源有効利用推進方針」に基づいて、雨水、湧水、再生水等の有効利用や大型建築物における雑用水利用の促進及び節水意識の高揚を図る事業を推進することとしています。

このため、平成 4 年に策定した「沖縄県水資源有効利用推進方針」を見直し、次のとおり定めます。

2 水資源有効利用推進方針

(1) 雨水利用について

水道がなかったころ、人々は知恵をしぼって貯めた雨水を大切に使用していました。しかし、水道が普及し、蛇口をひねればいつでもふんだんに水が利用できるようになった今日では、雨水を貯めて生活用水として利用することは少なくなりました。

雨水は、利用するのに地域的な制約を受けないため、都市部においても有効に貯めることができます。雨水利用を生活の中に取り入れることにより、平常時にはダム等水源への依存が軽減されるほか、地震・災害等の緊急時には緊急用水として活用することができます。

このことから、身近な雨水利用を生活の中に取り入れ、「水を大切に使う社会」を目指し、一般住宅や事業所などへの雨水利用を促進します。あわせて、雨水利用上の課題と対応策について検討を進めます。

(7) 雨水利用の手引の作成

県民の雨水利用に対する関心と理解を高めるため、雨を身近に感じ雨水利用

に取り組みたくなるような啓発を行い、雨水の利用促進を図ります。

このため、雨水利用の方法、雨水利用の事例、水質の問題等を紹介した手引書を作り、雨水利用に関する情報を広く県民に提供します。

(1) 雨水利用の技術指針の作成

一般住宅への雨水利用施設の普及拡大を図るため、その導入手法を示す雨水利用技術指針を作成します。

(2) 湧水の有効利用について

湧水は、豊富な水量を有するものについては現在も水道事業の自己水源として活用されていますが、水量が少なく遊休化しているものについても雑用水などの水源として有効利用することが重要です。

地区内の限られた水源を共同利用することにより、地域住民の水環境保全に対する意識の高揚につながるほか、地震・災害等の緊急時には、緊急用水として活用することができます。

遊休水源となっている湧水の地区内での有効活用を図るため、その実態把握に努め、活用方策について検討します。

(3) 再生水等の利用について

下水道等処理水は、渇水期においても安定した量を有することから、気候変動により懸念される水不足を緩和し、持続的に利用できるリサイクル水源として活用することが期待されます。

具体的には、下水処理水を高度処理した那覇浄化センターの再生水を、那覇新都心地区、県庁地区、空港地区及び送水管周辺地区の延床面積 3,000 m²以上の特定建築物等の水洗トイレ用水や散水用水として有効利用する事業を推進します。

また、パンフレットを作成し、利用推進を図ります。

(4) 公用又は公共用建築物に対する雑用水利用施設設置について

雑用水利用の普及拡大を図るためには、行政が率先して、公用又は公共用建築物を対象に雨水・再生水等雑用水の利用を推進する必要があります。

その具体的な推進策の一つとして「公用又は公共用建築物に対する雑用水利用施設設置要綱」(仮称)を制定し、県管理施設における雨水・再生水等雑用水利用施設の設置を推進します。

(5) 民間の大型建築物に対する雑用水利用施設設置について

一定規模以上の大型建築物については、雨水、再生水、排水処理水利用の施設設置を促進します。

その具体的な推進策の一つとして「大型建築物に対する雑用水利用施設設置指針」(仮称)を制定します。

(6) 水資源の用途間転用について

水資源の有効利用を図るため、将来の産業構造や水利用実態の変化等を踏まえながら、水道用水、工業用水や農業用水の用途間転用について検討を行います。

(7) 都市計画上の水資源有効利用について

土地区画整理事業や返還軍用地の跡地利用事業等に伴う、新たな都市計画を策定する地域については、都市計画による面的な水資源の有効利用を促進します。具体的には、県の策定する「都市計画区域マスタープラン」に位置づけた雨水利用施設の整備、健全な水循環の確保のための流域全体における貯留浸透、地下水かん養機能の保全、再生水の利用について、市町村へ助言等を行います。

(8) 有効率等の向上について

水道事業においては、取水した水を水道水として利用するまでの過程における漏水等による損失の低減を図り、有効利用に努める必要があります。

特に、原水有効利用率や有効率が低い水道事業体においては、早期改善に努める必要があります。

有効率等を向上させるため、水道施設等の維持管理を徹底することにより、漏水箇所等の早期発見かつ迅速な対応に努めるとともに、耐震化や強度に問題がある管路及び老朽管路等の更新・改良を計画的に実施します。

(9) 配水池等の容量の充実について

配水池や調整池の適切な整備は、制限給水の解除時や台風後などの急激な水需要の増加に対して即応的かつ安定的な給水に有効であり、限られた水源の有効活用及び水道施設の負荷率改善にも大きく寄与するものです。また、配水池は地震・災害等の緊急時における応急給水の活動拠点として大変有効で重要な施設です。

このことから、ライフライン機能強化の一環として配水池等の充実を推進します。

(10) 節水対策及び節水PRについて

沖縄県では古くから水を大切に使ってきました。しかしながら、水資源開発の進展により一部の離島を除き平成6年度以降給水制限が実施されていないことなどから、徐々に水のありがたさ、水の有限性への意識が薄らぎつつあります。加えて、水需給バランスについては今後とも、地域的、時期的に不安定な状況が発生する可能性があります。

このため、節水に関するPRを行い、必要なときに必要な量の水を使用する習慣を再構築し、「水を大切に使う社会」の実現を目指します。

(7) 節水機器等の普及促進

節水機器等(シングルレバー式湯水混合栓、節水型洗濯機、節水型トイレ等)の導入は、利用者の発意と理解によるところが大きいため、日ごろからPRを

行うとともに関連業界の協力及び市町村との連携を図り普及に努めます。

(イ) 節水用パンフレット等の作成

県民が水需給について理解を深められるよう、水に関する情報を発信し、自発的な節水行動や代替水源の活用へと結びつける啓発を行います。

具体的には、湯水時においては節水方法（自主減圧など）を紹介したパンフレット等や広報媒体を活用した啓発を行います。平常時においてはホームページなどを活用し、「水を大切に使う社会」の形成に関する取組を推進します。

(ウ) 節水教育用コンテンツ、副読本の作成

節水意識の高揚を図るためには、児童を対象に学校教育の場において啓発を行い、定着させる必要があります。低年齢層を対象にした節水教育教材として、DVD及び副読本を作成し配布します。

(エ) 料金体系による節水誘導

沖縄県のように水需給バランスの不安定な地域においては、一般住民と大口需要者との間には適正な基準に基づき格差を設けて、水資源の消費に関する負担について公平性を保つことが必要です。

このため、使用水量や用途などの水の利用状況に応じた逦増料金制などの料金体系の導入により、節水に対する動機付けを促します。

(1) 融資制度について

雨水利用貯留タンク設置に対しては、沖縄振興開発金融公庫の「雨水利用割増融資制度」が利用可能となっており、同制度の活用について県民への利用促進を図ります。また、再生水利用設備についても当該融資制度が適用されるように、融資制度の拡充を検討します。

参 考

(推 進 項 目 ・ 所 管 一 覽)

水資源有効利用推進項目・所管一覧

項 目	主管課	実 施 年 度			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度以降
1 雨水利用について		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度以降
(ア) 雨水利用の手引	地域・離島課	作成 →	配布・普及促進 →		→
(イ) 雨水利用の技術指針	技術管理課	作成 →	配布・助言 →		→
2 湧水の有効利用について	生活衛生課	水源開発時に助言 →			→
	地域・離島課	現状把握 →			→
	村づくり計画課	必要に応じて検討 →			→
	企業局				
3 再生水の利用について	下水道課	拡大整備 →			
		普及促進 →			→
4 公用又は公共用建築物に対する雑用水利用施設設置	施設建築課	要綱作成 →	実施 →		→
5 民間の大型建築物に対する雑用水利用施設設置	建築指導課	事例収集 →	指針作成 →	実施 →	→
6 水資源の用途間転用について	河川課 村づくり計画課	必要に応じて検討 →			→
7 都市計画上の水資源有効利用について	都市計画・モラル課				
	下水道課 地域・離島課	市町村への助言 →			→
8 有効率等の向上について	生活衛生課	市町村への助言 →			→
	企業局	適宜・適切な施設の更新 →			→
9 配水池等の容量の充実について	生活衛生課	市町村への助言 →			→
	企業局	必要に応じて検討 →			→
10 節水対策及び節水PR					
(ア) 節水機器等の普及促進	地域・離島課 生活衛生課 企業局	節水広報通じて促進 →			→
(イ) 節水用パンフレットの作成		必要に応じて作成 →			→
(ウ) 節水教育用コンテンツ、副読本の作成		年1回副読本作成 DVD作成検討 →			→
(エ) 料金体系による節水誘導		必要に応じて助言 →			→
11 融資制度について	地域・離島課	制度拡充要望 →	→	拡大適用 →	→